

「三陸水産加工業等人材確保セミナー（仮称）企画・運營業務」

業務仕様書

令和6年11月
岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「三陸水産加工業等人材確保セミナー（仮称）企画・運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

岩手県沿岸地域（ここでは沿岸広域振興局管内の宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村の9市町村から構成される地域のこと。以下「沿岸地域」という。）の基幹産業である水産加工事業者等の経営力強化に向けて、会社の経営戦略やDXの推進を支える専門人材（大卒者・経験者等）を確保するため、働きやすい職場環境整備に向けた意識醸成や、求人活動に係るノウハウの習得を図るセミナーを開催する。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

三陸水産加工業等人材確保セミナー（仮称）企画・運営業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間 契約締結日から令和7年3月14日（金）

イ 予算額 385千円以内（税込）

(3) セミナーの概要

ア 開催時期 令和7年1月下旬～2月中旬

イ 開催時間 3時間程度

ウ 会場 沿岸広域振興局管内の会議室等を想定

※ 開催日時及び会場は、県と受託者で協議の上、決定する。

エ 参加対象者 沿岸地域の水産加工事業者を中心とした、大卒者・経験者等専門人材の採用を希望する事業者（経営者、採用担当者等）。

オ 定員 20名程度（事前申込制）

カ 開催方法 会場参集方式

キ 参加費 無料

ク 当日のスケジュール及び内容（予定）

時間配分	次第・内容	備考
30分	【第1部】 インターンシップの概要に関する講演	講師想定：大学の就職担当者
10分	第1部の内容に対する質疑応答	
110分	【第2部】 水産加工業等における経営戦略やDXの推進を支える専門人材の確保に関する講演等	講師想定： 大卒者・経験者採用の市場動向に精通した企業
10分	第2部の内容に対する質疑応答	
15分	【情報提供】 デジタル化の促進に向けた各種支援制度等に関する紹介	講師想定： 中小企業等支援機関

3 本業務の仕様

(1) セミナーの第2部に係る企画提案・運営

セミナーの第2部について、次のとおり講演等の企画提案及び運営を行うこと。

- ア 企業等の経営戦略やDXの推進を支える専門人材を確保するため、働きやすい職場環境整備に向けた意識醸成や、求人活動のノウハウ習得を図る講演等を行うこと。
- イ 構成は、有識者による講演やワークショップ、事例紹介等を想定しているが、これに限らず、受講者の理解や実践行動を促す効果的な内容があれば提案して構わない。
- ウ 沿岸地域における水産加工事業者等の実態に即した内容であること。
- エ セミナー第2部において必要な講師の手配、講演資料の準備等は受託者が行うこと。なお、講師への謝金等は委託料から支出すること。

(2) セミナー全体に係る準備・運営

セミナーの当日運営を中心とする次の業務について、県と必要な調整を行いながら進めること。

ア 当日の司会・進行

- ・県と協議の上、進行要領を作成し、受託者が全体進行を行うこと。
- ・セミナーの運営に必要なスタッフを配置すること。

イ 会場・機器等の手配

セミナー開催に係る会場及び必要な機器等の手配については、県と協議の上、決定すること。

ウ 広報

セミナーの受講者募集に係る広報を県と協力して行うこと。なお、広報用のチラシ等は県において作成する。

エ その他

- ・セミナーの第1部及び情報提供に係る講師の手配、講演資料の準備等は県において行う。
- ・セミナー受講に係る申込受付、問い合わせ対応、その他の連絡調整は県において行う。

4 事業実績報告

事業終了後、次の成果品を県に提出すること。

(1) 成果品

- ア 実績報告書
- イ 講演等資料

(2) 提出場所

岩手県沿岸広域振興局経営企画部産業振興室

(〒026-0043 岩手県釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎3階)

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内

容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する（法律平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

6 その他

(1) 契約にあたっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更する場合がある。

(2) 本事業の執行にあたっては、随時、県と協議を行うこと。また、この仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。